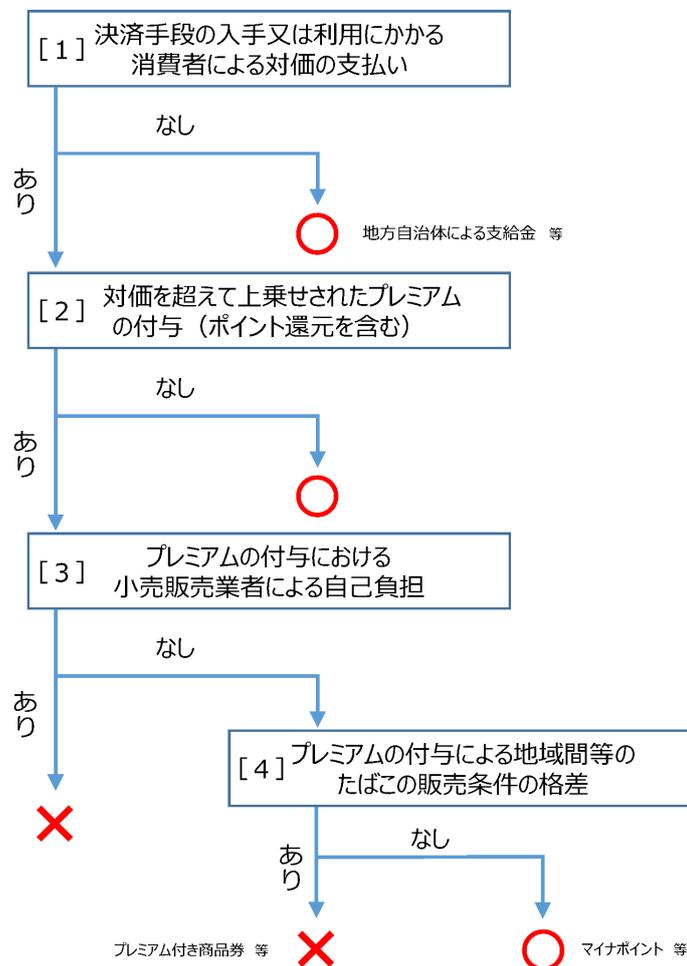


## 地域キャンペーン等におけるたばこの取扱に関する留意事項

### 1 本連絡事項の背景

たばこ事業法第36条では「小売販売業者は、第33条第1項又は第2項の規定による認可に係る小売定価によらなければ製造たばこを販売してはならない」と定められています。この認可に係る小売定価以外の価格による販売（定価外販売）に該当するか否かの判断基準として、財務省では、下記フローチャートを示しています。

図表 1 財務省フローチャート



(出典) 財務省 Web サイト ([https://www.mof.go.jp/faq/tab\\_salt/09af.htm](https://www.mof.go.jp/faq/tab_salt/09af.htm))

本フローチャートによれば、特定の地域（全国広く均一に実施されるものではない）に限定して行われる、ポイント還元施策やプレミアム商品券施策といった地域キャンペーン、地域通貨施策において、ポイント還元等による、たばこの実質的な値引きが行われることは定価外販売に該当すると認識されます。

## 2 地域通貨発行主体、地域キャンペーン実施主体に求められる対応

たばこ事業法を遵守するため、地域通貨発行主体、地域キャンペーン実施主体等においては、自らが行う施策について、上記フローチャートと照合した上で、たばこの取扱について慎重に検討し、必要な措置及び地域への周知徹底を行うことが求められます。

具体的には、地域通貨のスターターキットや地域キャンペーンの告知キット等を店舗へ送付する前に、たばこを明示的にポイント還元対象から外し施策の利用者にわかりやすく周知する、たばこのみを販売している事業者をあらかじめ施策の対象店舗から除外する等の対応が必要です。

また、たばこ以外の商品もあわせて販売しており、たばこそれ以外を明確に分離して対応することができない店舗では、たばこの販売分について定価外販売が行われる可能性が高いと認められる場合は、当該店舗を施策の対象から除外する等の対応が求められます。

## 3 決済事業者、地域通貨プラットフォームにおいて求められる対応

地域通貨や地域キャンペーンの実施を受託する立場にある決済事業者や地域通貨プラットフォームにおいては、たばこ事業法の規制、上記フローチャートを十分理解した上で、受託元の自治体等の地域通貨発行主体、地域キャンペーン実施主体が上記2の対応を確実に履行できるべく適切な助言を行うことが求められます。また、上記2の対応方法次第では、地域キャンペーンにおいて当該キャンペーンの対象地域内であっても、地域キャンペーンによるポイント還元が受けられない店舗も存在することとなるため、消費者の混乱防止、地域キャンペーンに起因したクレーム等の抑止の観点からも、決済事業者等が自ら積極的な消費者への周知を行うことが重要と考えます。

## 4 適法な運用に向けた対応

なお、たばこの販売分について、上記1のポイント還元等の実質的な値引きを行わない対応が確実に実施できるのであれば、たばこ事業法には抵触しません。例えば、決済事業者や地域通貨プラットフォームにおいて、店舗との間で必要なデータを連携する等によりたばこ販売分について、定価外販売となるポイント還元を行わないといった対応が行えるのであれば、当該店舗そのものを地域キャンペーン等から除外する必要はありません。

このことから、地域通貨の発行や地域キャンペーンを実施する際には、決済事業者、地域通貨プラットフォームにおいて、上記のような方策を検討し、実際の地域キャンペーン等の実施に先立ち、十分な予告期間をもって、このような対応が行えるかどうかを店舗側に通知、協議を行うことが望まれます。

以上